

## 株式会社 Revival. 感染対策委員会規程

### 第1条（委員会の目的）

- 1 株式会社 Revival.が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）内の感染症の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染対策委員会」を設置する。
- 2 感染対策委員会は、独立して設置・運営する。

### 第2条（委員会の活動内容）

- 1 委員会の活動内容は、以下の各号とする。
  - ① 事業所の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
  - ② 感染予防に関する決定事項や具体的対策を事業所全体に周知する。
  - ③ 事業所における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
  - ④ 利用者・職員の健康状態を把握する。
  - ⑤ 感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策及び感染拡大防止の指揮を執る。
  - ⑥ 感染対策指針、感染対策マニュアル、感染症業務継続計画（BCP）の定期的な見直し。
  - ⑦ 全職員を対象に年1回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
  - ⑧ 感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的実施する。
  - ⑨ その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

### 第3条（委員会の組織）

- 1 委員会は委員長及び委員をもって、法人単位で組織する。
- 2 委員長は、代表取締役または代表取締役が指名する者とし、委員会の運営を統括する。
- 3 委員の選任については、事業所の管理者及びサービス管理責任者、看護職員、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者（職員、医師、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等）とする。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長が指名した者または取締役がその職務を代行する。
- 5 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 6 各事業所においては、サービス管理責任者等を感染対策担当者として配置し、感染対策に努める。感染対策担当者は、感染対策の立案・指導を行い、職員はその対策に協力しなくてはならない。

#### 第4条（委員会の開催）

- 1 委員会は、定期委員会をおおむね6か月に1回以上、定期的に開催し開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- 2 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

#### 第5条（指針の作成）

- 1 委員会は、平常時の対策及び発生時の対応を規定する「感染対策指針」を作成する。
- 2 委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

#### 第6条（研修）

- 1 感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。
- 2 指針に基づいた研修プログラムを作成し、全職員を対象に定期的に年1回以上、かつ、新規採用時に感染対策研修を実施する。研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。
- 3 研修講師は、感染対策委員会が任命する。

#### 第7条（訓練）

- 1 感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。
- 2 内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。
- 3 訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

#### 附則

- 1 この規程は令和5年5月11日から施行する。